

特定非営利活動法人ヒューマンケア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヒューマンケアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都福生市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、幼児・児童から青少年等の健全育成及び社会人の福祉社会へ向けての社会教育並びに老齢者の看護・介護を援助する事業を行い、また、広く市民活動を支援し、社会福祉全般に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 乳幼児の保育施設（保育所等）の管理運営に関する事業
- (2) 小中学生を対象とした余暇時間を活用したフリースクール開催事業
- (3) 不登校児等を対象とした教育事業
- (4) 社会人等の福祉に関する社会教育講座の開催事業
 - (ア) ホームヘルパー養成講座
 - (イ) 介護福祉士養成講座
 - (ウ) ケアマネージャー養成講座
 - (エ) 看護教育に関する講座
- (5) 居宅介護サービス事業、及び介護保険法に基づく第一号事業
- (6) 居宅介護支援事業
- (7) 有料老人ホーム、及びサービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理
- (8) 食事サービス事業
- (9) 移送サービス事業
- (10) 看護・介護等広報啓発及び介護用品の普及事業
- (11) 施設の管理運営事業
- (12) その他この法人の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するため入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するにいたったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上10人以内
- (2) 監 事 1名以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為

又

は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ

若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業計画及び決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて
招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会の議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用につ

いては、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項

について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることのできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち総会において正会員総数の4分の3以上の議決をしたものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

2 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	半澤比呂美
副理事長	半澤友彦
副理事長	坂本昌己
理事	内田洋久
理事	目黒敏夫
理事	中條智之
理事	児玉聖悦
理事	東 佳徳
理事	上村隆行
監事	清水一雄

3 この法人設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 入会金	5, 000円
年会費	10, 000円
賛助会員入会金（個人・団体）	5, 000円
年会費（個人・団体）	一口 5, 000円（一口以上）

附 則 (平成17年7月10日)

この定款は、平成17年7月10日から施行する。

この定款は、平成21年9月20日から施行する。

この定款は、平成25年5月14日から施行する。

この定款は、平成25年7月 1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この定款は、平成31年3月29日から施行する。

附 則（令和7年6月〇〇日）

この定款は、令和7年6月〇〇日から施行する。

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人ヒューマンケア

1 事業実施の方針

- ① 介護保険事業、サービス付き高齢者向け住宅の運営
- ② 市民講座、居場所づくりを通して地域福祉の増進を図る。（子ども食堂、体操教室、認知症家族会、市民センター受託等）
- ③ フードパントリーによる食の支援。
- ④ 不登校児の親子支援の活動。フリースクールの運営、親の会、学習支援を行う。
- ⑤ 高校で看護医療系進学ガイダンスでの受験指導。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【69,002】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
①乳幼児の保育施設(保育所等)の管理運営に関する事業	実施予定なし						
②小中学生を対象とした余暇時間を活用したフリースクール開催事業	フリースクール 体験活動	火・木・金 10時～15時	事業所	4名	一般市民 小中高生	20人	3,500
③不登校児等を対象とした教育事業	学習支援、食事提供、親の会開催	火・木・金 10時～15時	事業所	4名	一般市民 小中高生	20人	1,500
④社会人等の福祉に関する社会教育講座の開催事業	1.市民講座の実施 2.看護医療系ガイダンス 3.市民センター事業	不定期	1.輝きサポートセンター 2.首都圏高校福生市センター	1.3名 2.2名 3.5名	一般市民	4300人	12,300
⑤居宅介護サービス事業、及び介護保険法に基づく第一号事業	老人デイサービス2拠点	通年	事業所	23人	一般市民 要介護者	150人	57,702

⑥居宅介護支援事業	1. 介護保険外サービス 2. 体操教室の開催 3. 認知症家族の会 4. 食品ロス、パントリーパーク 5. 子ども食堂、子ども居場所、無料塾 6. 芸能フェス	1. 不定期 2. (土)10時～12時 3. 毎月第4水曜 4. 不定期 5. 月6回 6. 2/28	1. 同行 2. 事業所 3. 福祉センター 4. 事業所 5. 市内 6. 市民会館	1. 3人 2. 4人 3. 5人 4. 3人 5. 10人 6. 8人	一般都民	延べ1500人	2,000
⑦有料老人ホーム、及びサービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理	高齢者住宅の運営	通年	3. 事業所	11人	一般市民要介護者	150人	⑤に含む
⑧食事サービス事業	高齢者住宅での食事サービス	通年	事業所	11人	一般市民要介護者	150人	⑤に含む
⑨移送サービス事業	老人デイサービス2拠点	通年	事業所	23人	一般市民要介護者	150人	⑤に含む
⑩看護・介護等広報啓発及び介護用品の普及事業	実施予定なし						
⑪施設の管理運営事業	施設の基本管理・利用受付・事業企画・地域ネットワーク支援・利用者サービス・地域貢献	通年	輝きサポートセンター	1名	一般市民・一般都民	0人	0
⑫その他この法人の目的を達成するための必要な事業	予定なし						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人ヒューマンケア

1 事業実施の方針

- ① 介護保険事業、サービス付き高齢者向け住宅の運営
- ② 市民講座、居場所づくりを通して地域福祉の増進を図る。（子ども食堂、体操教室、認知症家族会、市民センター受託等）
- ③ フードパントリーによる食の支援。
- ④ 不登校児の親子支援の活動。フリースクールの運営、親の会、学習支援を行う。
- ⑤ 高校で看護医療系進学ガイダンスでの受験指導。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【86,300】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
①乳幼児の保育施設(保育所等)の管理運営に関する事業	実施予定なし						
②小中学生を対象とした余暇時間を活用したフリースクール開催事業	フリースクール 体験活動	火・木・金 10時～15時	事業所	4名	一般市民 小中高生	20人	3,500
③不登校児等を対象とした教育事業	学習支援、食事提供、親の会開催	火・木・金 10時～15時	事業所	4名	一般市民 小中高生	20人	1,500
④社会人等の福祉に関する社会教育講座の開催事業	1.市民講座の実施 2.看護医療系ガイダンス 3.市民センター事業	不定期	1. 虹きサボートセンター 2. 首都圏高校福生市センター	1.3名 2.2名 3.5名	一般市民	4300人	12,300
⑤居宅介護サービス事業、及び介護保険法に基づく第一号事業	老人デイサービス2拠点	通年	事業所	23人	一般市民 要介護者	150人	62,000

⑥居宅介護支援事業	1. 介護保険外サービス 2. 体操教室の開催 3. 認知症家族の会 4. 食品ロス、パントリーパーク 5. 子ども食堂、子ども居場所、無料塾 6. 芸能フェス	1. 不定期時 2. (土)10時～12時 3. 毎月第4水曜 4. 不定期 5. 月6回 6. 2/28	1. 同行 2. 事業所 3. 福祉センター 4. 事業所 5. 市内 6. 市民会館	1. 3人 2. 4人 3. 5人 4. 3人 5. 10人 6. 8人	一般都民	延べ1500人	2,000
⑦有料老人ホーム、及びサービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理	高齢者住宅の運営	通年	3. 事業所	11人	一般市民要介護者	150人	⑤に含む
⑧食事サービス事業	高齢者住宅での食事サービス	通年	事業所	11人	一般市民要介護者	150人	⑤に含む
⑨移送サービス事業	老人デイサービス2拠点	通年	事業所	23人	一般市民要介護者	150人	⑤に含む
⑩看護・介護等広報啓発及び介護用品の普及事業	実施予定なし						
⑪施設の管理運営事業	施設の基本管理・利用受付・事業企画・地域ネットワーク支援・利用者サービス・地域貢献	通年	輝きサポートセンター	1名	一般市民・一般都民	5,000人	5,000
⑫その他この法人の目的を達成するための必要な事業	予定なし						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ヒューマンケア

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費		20,000	
正会員受取会費		20,000	
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金		0	
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等		7,190,000	
受取補助金		7,190,000	
4 事業収益		63,400,000	
居宅介護サービス事業、及び介護保険法に基づく第一号事業		40,000,000	
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理事業		21,000,000	
居宅介護支援事業		2,000,000	
社会人等の福祉に関する社会教育講座の開催事業		300,000	
不登校児等を対象とした教育事業		100,000	
施設の管理運営事業		0	
5 その他の収益		0	
受取利息			
経常収益計		70,610,000	
【B】 経常費用			
1 事業費		40,210,000	
(1) 人件費			
給料手当		38,500,000	
役員報酬		240,000	
福利厚生費		70,000	
外注費		200,000	
法定福利費		1,200,000	
(2) その他経費		27,906,100	
交際費		97,000	
旅費交通費		485,000	
通信費		388,000	
消耗品費		2,231,000	
事務用品費		436,500	
修繕費		582,000	
水道光熱費		3,280,000	
図書教育費		29,100	
諸会費		291,000	
支払手数料		824,500	
車両費		1,100,000	
賃借料		11,482,000	
リース料		560,000	
保険料		700,000	
租税公課		200,000	
雑費		50,000	
事業費		250,000	
仕入高		4,000,000	
広告宣伝費		800,000	
研修費		100,000	
荷造運賃		10,000	
会議費		10,000	
事業費計		68,116,100	
2 管理費		885,900	
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当		600,000	
退職給付費用			
福利厚生費			
交際費		3,000	
旅費交通費（役員や事務局など管理業務に関わる場合）		15,000	
通信費（電話・インターネットなど事務所運営）		12,000	
消耗品費（事務用品等）		69,000	
事務用品費		13,500	
修繕費（事務所設備等の修繕）		18,000	
水道光熱費（事務所分）		120,000	
図書教育費（事務局職員の研修や参考資料）		900	
諸会費（団体会員費等、管理的性格のもの）		9,000	
支払手数料（振込手数料など事務処理上発生するもの）		25,500	
(2) その他経費		0	
管理費計		885,900	
経常費用計		69,002,000	
当期経常増減額【A】-【B】		1,608,000	
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
受取利息・配当金		2,007	
経常外収益計		2,007	
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
支払利息		460,000	
経常外費用計		460,000	
当期経常外増減額【C】-【D】		-457,993	
税引前当期正味財産増減額①+②		1,150,007	
法人税・住民税及び事業税		70,000	
前期繰越正味財産額		△ 77,849,684	
次期繰越正味財産額③-④+⑤		-76,769,677	

8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ヒューマンケア

(単位：円)

科 目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	20,000	20,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	300,000	300,000
3 受取助成金等 受取補助金	1,680,000	1,680,000
4 事業収益 居宅介護サービス事業、及び介護保険法に基づく第一号事業 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理事業 居宅介護支援事業 社会人等の福祉に関する社会教育講座の開催事業 不登校児等を対象とした教育事業 施設の管理運営事業	40,000,000 21,000,000 2,000,000 13,000,000 300,000 10,000,000	86,300,000
5 その他の収益 受取利息	0	0
経 常 収 益 計		88,300,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		58,821,000
(1) 人件費 給料手当 役員報酬 福利厚生費 外注費 法定福利費	56,911,000 240,000 70,000 300,000 1,300,000	58,821,000
(2) その他経費 交際費 旅費交通費 通信費 消耗品費 事務用品費 修繕費 水道光熱費 図書教育費 諸会費 支払手数料 車両費 賃借料 リース料 保険料 租税公課 雑費 事業費 仕入高 広告宣伝費 研修費 荷造運賃 会議費	97,000 485,000 388,000 1,455,000 339,500 485,000 3,880,000 24,250 291,000 824,500 900,000 11,482,000 560,000 700,000 200,000 50,000 250,000 3,800,000 300,000 100,000 10,000 10,000	26,631,250
事業費計		85,452,250
2 管理費		848,078
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 交際費 旅費交通費（役員や事務局など管理業務に関わる場合） 通信費（電話・インターネットなど事務所運営） 消耗品費（事務用品等） 事務用品費 修繕費（事務所設備等の修繕） 水道光熱費（事務所分） 図書教育費（事務局職員の研修や参考資料） 諸会費（団体会員費等、管理的性格のもの） 支払手数料（振込手数料など事務処理上発生するもの）	600,000 2,910 14,550 11,640 43,650 10,185 14,550 116,400 728 8,730 24,735	848,078
(2) その他経費	0	0
管理費計		848,078
経 常 費 用 計		86,300,328
当期 経常 増減額 【A】 - 【B】 . . . ①		1,999,673
【C】 経 常 外 収 益		
固定資産売却益 過年度損益修正益 受取利息・配当金	2,007	2,007
経 常 外 収 益 計		2,007
【D】 経 常 外 費 用		
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損 支払利息	460,000	460,000
経 常 外 費 用 計		460,000
当期 経常 外 増減額 【C】 - 【D】 . . . ②		-457,993
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 (1+2) . . . ③		1,541,680
法人税、住民税及び事業税 . . . ④	70,000	70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤	△ 77,369,677	△ 77,369,677
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 (3-4)+5		-75,897,998